

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月11日（木）午前9時1分から午前9時37分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第23号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明（相続税）について

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第22号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

7 会議の概要

事務局 ただいまより、9月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の中山稔委員と3番の田澤一委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第22号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基

づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第 22 号について説明いたします。
今月の案件は、一括方式による賃貸借権設定が 1 件、使用貸借権設定が 1 件です。
3 ページをお開きください。
賃貸借権設定の整理番号 22 番は、大袋前田の田 3 筆、合計 4,119 m²です。
期間満了による契約更新です。
4 ページをお開きください。
使用貸借権設定の整理番号 2 番は、枝川館子の畑 5 筆、合計 2,614 m²です。
貸人は自身が農業者ではなく、農地を管理するのが困難であるため、隣接地を耕作している借人に申し出て、双方協議のうえ貸借することとなったものです。
以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 22 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 22 号については、原案のとおり決定することとします。
次に議案第 23 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明（相続税）について」を議題といたします。
相続税の納税猶予の特例を受けている別紙の申請者は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地等について、同法第 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っていることの承認を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 23 号について、説明いたします。

まず、相続税の納税猶予制度と特定貸付について簡単に説明いたします。
相続税の納税猶予制度とは、農地の相続人が農業経営を継続する場合に、一定の要件の下で相続税の納税が猶予される制度です。

猶予された相続税は、相続人が死亡するなど一定の要件に達したときに免除されます。

この納税猶予は、免除となる期限までは農業を継続することが要件となっており、仮に期限前に、この特例を受けている農地を転用したり耕作放棄地にしたりした場合、また、売却や貸付けを行ったりした場合は、納税猶予が打ち切られることとなります。

なお、特例として、旧基盤法や中間管理事業により担い手に貸付けを行った場合は「特定貸付」として、納税猶予が打ち切りとならない貸借になります。

この制度の適用を受けている者は、3年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、特定貸付を行っている場合は、これの添付書類として農業委員会が発行する証明書が必要となります。

今回、申請者から証明願の提出があったことから、証明書の交付について審議いただくものです。

6ページをお開きください。

今回の申請者は、畑中の●●●●さんです。

借受人は前田屋敷の●●●さんと畑中の●●●●さんで、対象となる特例農地は垂柳福岡の畑16筆、合計6,696㎡と田舎館前川の田1,011㎡です。

貸付け状況については、農業委員会の台帳により、賃貸借権が設定されていることを確認しております。

また、農地の利用状況については、農地パトロールにより現地確認が行われており、調査の結果、対象農地の全てで耕作中となっております。

なお、特例農地において農業経営が行われていることの判断につきましては、基本的に農地として利用できる状態であれば、保全管理であっても農業経営を行っているものと判断されることとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第23号に対して、意見、質問等ありませんか。

推進委員（工藤 秀範）

今の説明だとちょっとわかりづらいので、制度についてももう少し噛み砕いて説明をお願いします。

事務局（鈴木）

（制度について説明）

推進委員（工藤 秀範）

今の場合に当てはめると、申請者は●●●●さん、借受人は●●さんということなんですけど、要するに●●さんが猶予を受けているということになるわけですか。

事務局（鈴木）

そうです。●●●●さんが納税猶予を受けていて、本来であれば●●さんがその農地を継続して耕作することで納税猶予を受けられるという制度なんですけど、自分で耕作できない場合は、例えば旧基盤法とか、中間管理を通して担い手に貸すことによって、それが特定貸付というものになって、自分で耕作しなくても納税猶予を引き続き受けられると、そういう制度になっております。

それで、その特定貸付を行った農地が耕作放棄状態になっていないか、きちんと耕作されているかについて農業委員会が証明する必要がある、ということなので今回の議案にあげているということです。

推進委員（鈴木 秀樹）

制度の適用を受けるには相続してからいつまでとか、期間はあるんですか。

事務局（鈴木）

相続発生後、10 か月以内となっております。

推進委員（白戸 卓郎）

猶予は何年ですか。

事務局（鈴木）

何年というか、相続人が死ぬまでです。

相続人が亡くなるまで猶予になって、亡くなった段階で免除になります。

推進委員（鈴木 秀樹）

貸借が解除されれば猶予がなくなるということですか。

事務局（鈴木）

貸借が解除された場合、自分が耕作すれば猶予は継続されます。
また、一定期間内に別の担い手に特定貸付することでも継続されます。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 23 号は原案のとおり承認することといたします。

次に報告事項に入ります。

報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」
を事務局から説明願います。

事務局 報告第 21 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 37 番は、農地の一部が道路用地になったため、分筆し解約を
行ったものです。

次の整理番号 38 番は、耕作不便のため解約を行ったものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 21 号を終わります。

次に、報告第 22 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事
務局から説明願います。

事務局 報告第 22 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の
規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理し
たので報告するものです。

今月は、賃貸借権設定が 6 件です。いずれも令和 7 年 4 月定例総会にお
いて、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について審議された案件
です。

令和 7 年 7 月 30 日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となった

ものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第 22 号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 22 号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。